## 令和3年度定期監査等の結果に対する措置状況(未措置であるもの)

## 指摘事項又は意見・要望事項

## No.3 行政監査

- 〇市立旭川病院事務局
- (意見・要望事項)
- (3) 事務処理誤りに対する職員研修の実施状況について

ア 市立旭川病院事務局では、ここ数年において、財務事務に係る職員研修が実施されていないなど組織的な取組が十分ではなく、指摘事項等が毎年度生じている。誤りを未然に防止するには個々の職員の意識向上はもとより、誤りが発生する原因を分析し各課間で再発防止策の検討を行うとともに、事務局職員全体を対象とした研修を実施するなど、組織として事務処理誤りを防止する取組を進められたい。

## No.4 公の施設の指定管理者監査

- ○社会教育部(特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会) (意見・要望事項)
- (1) 所管部局(社会教育部)に関する事項
- ① 基本協定書において、旭川市と旭川市教育委員会の表記が混在していることから、両者の関係性を明確にし、整合性を図られたい。